

# 沼田フェンシング協会規約

(名称)

第1条 本会は、沼田フェンシング協会という。

(所在地)

第2条 本会の事務局を

利根郡昭和村貝野瀬665 吉澤博通宅 に置く。

(目的)

第3条 本会は、沼田市・利根郡におけるフェンシング競技（以下「この競技」という。）を管理する唯一の団体で、この競技のアマチュアスポーツとしての健全な発展と普及を図り、住民の体位、体力の向上と会員相互の親密な連携を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種大会の開催と援助。
- (2) 各種大会に沼田市・利根郡を代表する競技者及び役員を選定し、派遣及び参加させること。
- (3) フェンシング教室等各種講習会の開催。
- (4) 競技力の向上を図ること。
- (5) 諸規定の制定ならびにその実施。
- (6) 競技用機材、備品等の保管、及び競技記録の保存。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(組織)

第5条 本会に、以下の団体を置く。

沼田フェンシングクラブ

(会員)

第6条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の登録手続きを経た者とする。

- 2 登録に関する必要な事項は、理事会が別に定める。
- 3 本会に賛助会員をおくことができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1人
副会長	2人
理事長	1人
理事	13人以内
監事	2人

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長及び副会長は、理事会の推薦により総会で推举する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理し、かつ総会の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

第9条 理事は理事会を組織して本会の会務を執行する。

第10条 理事長は、理事会において理事の互選で決める。

- 2 理事長は、理事会の決議に基づき会務を掌理する。

- 第11条 監事は、総会において会員の中から選出する。
- 2 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 3 役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第12条 本会には名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長は、理事会で推薦したものにつき、総会の議決をもって推挙する。
- 3 顧問及び参与は、理事会の議決をもって推薦したものにつき、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応ずる。

(会議)

- 第13条 総会は、本規約に定める事項を行うほか、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

- 第14条 総会は、必要に応じて会長が召集する。
- 2 理事または会員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求が有ったときは、会長は、2週間以内に総会を召集しなければならない。

- 第15条 総会の議事は、出席者の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

- 第16条 理事会は、必要に応じて理事長が召集してその議長となる。
- 2 理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。

- 第17条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 2 理事会の議決は、出席理事の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは、議長がこれを定める。

- 第18条 監事及び各委員会の委員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

- 第19条 会長、副会長、理事長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

- 第20条 総会及び理事会には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印のうえこれを保存する。

(会計)

- 第21条 本会の経費は、次に掲げるものから支弁する。

- (1) 会費（正会員：年会費3,000円、賛助会員：年会費1,000円）
- (2) 補助金及び委託金
- (3) 寄付金
- (4) 利息加入
- (5) 事業収入（スポーツ教室会費等）
- (6) その他の収入

- 第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第23条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事会が編成し、総会の承認を受けなければならない。

(規約の変更)

- 第24条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

付 則

- 1、この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

1、平成20年4月26日 一部改正